

第77回定時株主総会 電子提供措置事項記載書面

■事業報告

- 1 企業集団の現況に関する事項
- 2 会社の株式に関する事項
- 3 会社役員に関する事項
- 4 会計監査人の状況

■連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書

■計算書類

貸借対照表
損益計算書

■監査報告書

ナイス株式会社

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の継続に伴う実質賃金の低下が個人消費に及ぼす影響や、地政学的リスクの増大、海外経済の不確実性など、先行きは不透明な状況となりました。

住宅関連業界におきましては、新築市場において、建築基準法及び建築物省エネ法の改正に伴う駆け込み需要の反動に加え、資材価格や労務費など建築コストの押し上げによる住宅価格の高騰や、住宅ローン金利の上昇懸念から、消費者の住宅取得マインドに影響を及ぼしました。2025年度の新設住宅着工戸数は前年度比で12.9%減少の71万1千戸となり、リーマン・ショックの影響を受けた2009年度以来となる70万戸台にとどまりました。

このような状況の中、当連結会計年度の売上高は2,591億54百万円(前期比6.6%増加)、営業利益は53億22百万円(前期比15.0%増加)、経常利益は51億62百万円(前期比19.9%増加)となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、補助金収入等の特別利益が減少したこと等により、前期比で9.9%減少し、25億86百万円となりました。

(建築資材事業)

木材につきましては、「中期経営計画 Road to 2030」の成長ドライバーである「国産木材の供給」の拡大に注力いたしました。主な取り組みとして、当連結会計年度の4月にはウッドファースト株式会社の敷地内にて新工場が稼働し、生産能力の拡大を図りました。また、同9月には木材の利用促進と住宅・非住宅木造建築の普及に資する総合展示会「木と暮らしの博覧会®」を開催し、森林資源の循環利用と当社グループの木材サプライチェーンにおける取り組みを広く発信いたしました。同1月には株式会社山大と業務提携契約を締結し、国産木材の供給体制およびプレカット加工能力の増強を図りました。国産木材については、売上高および取り扱い材積がともに伸長した一方、輸入木材については、為替や輸送費の変動等の影響を受け、軟調に推移いたしました。

建材・住宅設備機器につきましては、法改正に伴い工務店のZEH化の動きが加速するなか、サッシ等の商材の拡充をはじめ、エネルギー関連商品の提案営業に努めました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,935億32百万円(前期比5.7%増加)と増加したものの、工場設備の減価償却費や支払運賃の増加等の影響により、営業利益は17億47百万円(前期比22.6%減少)となりました。

(住宅事業)

マンションにつきましては、成長ドライバーである「中古マンション買取再販」の拡大を加速するべく、仕入れ体制の強化に加え、木質化リノベーションブランド「RIZ WOOD® (ライズウッド)」の展開等に注力いたしました。その結果、中古買取再販マンションの契約戸数および計上戸数ともに増加いたしました。新築分譲マンションにおきましても、免震構造または耐震等級2の「強耐震」構造の採用や、快適な住環境とエネルギー削減を両立する「ZEH-M Oriented (ゼッチ・マンション・オリエンテッド)」の標準化に加え、共用部の木質化に積極的に取り組み、販売は堅調に推移いたしました。

一戸建住宅につきましては、分譲住宅の構造材に「国産材100%」を標準採用しており、当社の主力エリアにおける販売が堅調に推移いたしました。

また、管理その他につきましては、賃貸管理事業が堅調に推移したほか、一棟収益不動産の売上計上が業績に寄与いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は549億31百万円(前期比8.1%増加)、営業利益は38億92百万円(前期比8.7%増加)となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、建築工事事業が伸長し、増収増益となったほか、ソフトウェア開発事業及びシステム提供事業を行うナイスコンピュータシステム株式会社や、一般放送事業（有線テレビ放送事業）や電気通信事業等を行うYOUテレビ株式会社の業績が堅調に推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は106億90百万円(前期比16.5%増加)、営業利益は13億52百万円(前期比119.0%増加)となりました。

事業別売上高

事業別		第76期 2025年3月期	第77期(当期) 2026年3月期	増減率 (△は減)
事業	部門	金額	金額	
建築資材事業	建築資材	182,817	193,280	5.7
	木材市場	265	252	△5.1
	小計	183,082	193,532	5.7
住宅事業	マンション	18,476	21,040	13.9
	一戸建住宅	12,636	13,029	3.1
	管理その他	19,683	20,861	6.0
	小計	50,796	54,931	8.1
その他の事業	その他	9,174	10,690	16.5
合計		243,054	259,154	6.6

② 設備投資の状況

一棟収益不動産の用地取得など、総額23億70百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

来年度以降の資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2026年3月に主要取引銀行との間で、コミットメントライン契約（総額145億円）を締結いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	第74期 2023年3月期	第75期 2024年3月期	第76期 2025年3月期	第77期(当期) 2026年3月期
売上高(百万円)	236,329	225,869	243,054	259,154
経常利益(百万円)	4,949	4,332	4,305	5,162
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	3,780	4,204	2,872	2,586
1株当たり当期純利益(円)	320.70	356.35	242.53	218.21
総資産(百万円)	156,722	161,308	171,037	173,471
純資産(百万円)	51,390	56,973	61,661	65,159

(注) 当期の状況につきましては、前記(1)「① 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(3) 対処すべき課題

国内経済につきましては、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などを背景に、引き続き緩やかな回復基調で推移することが期待されます。しかしながら、物価上昇の継続に伴う実質賃金の低下が個人消費に及ぼす影響や、地政学的リスクの増大、海外経済の不確実性など、先行きは依然として不透明な状況にあります。

住宅関連業界につきましては、新築市場において、建築基準法および建築物省エネ法の改正に伴う駆け込み需要の反動減からの回復が見込まれるものの、人口減少に伴う中長期的な新設住宅着工戸数の減少トレンドは継続しております。また、住宅価格の高騰や金利上昇懸念に加え、中東情勢の緊迫化によるサプライチェーンへの影響等もあり、予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような環境下において、当社グループは、「中期経営計画 Road to 2030」に基づき、木材流通の川上から川下までを支えてきた強固な事業基盤を活かし、住まいのみならず「暮らし」領域において価値を提供する事業体への進化を目指しております。具体的には、新築市場の縮小に対応すべく、既存住宅流通、非住宅、そして「暮らし」領域へと事業ポートフォリオの最適化を推進しております。建築資材事業におきましては、エコマテリアルである国産木材の供給体制を拡充させるとともに、非住宅・非建築分野への用途拡大など、木材の新たな価値創出に取り組んでおります。住宅事業におきましては、中古マンション買取再販事業のさらなる拡大に加え、一棟収益不動産事業や賃貸管理事業の拡大、非住宅木造建築の受注拡大など、周辺収益事業群および新たな成長領域へのシフトを着実に進めております。

これら成長ドライバーとなる各施策を確実に実行し、環境変化に即した事業構造へと柔軟に転換を図ることで、持続的な成長と企業価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社セックス	30	100.0 (100.0)	建築資材の販売・施工
ナイスコミュニティー株式会社	50	100.0	マンション等の総合管理
Y O U テレビ株式会社	2,726	65.2	一般放送等

(注) 1.当社連結子会社は、上記の重要な子会社3社を含む30社、持分法適用関連会社は、8社であります。

2.出資比率の欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、建築資材全般の販売、マンション・一戸建住宅の販売、不動産の仲介・賃貸、マンション等の総合管理、木造建築工事を主な事業としているほか、これらに付帯するサービス業等を営んでおります。

各事業の概要は次のとおりであります。

事業	部門	主要な事業内容
建築資材事業	建築資材 木材市場	木材の調達、製材、加工、販売 建材・住宅設備機器等の製造、販売、施工 木材市場の経営等
住宅事業	マンション 一戸建住宅 管理その他	新築マンションの販売、中古マンションの買取再販 新築一戸建住宅の販売、注文住宅の建築請負 不動産の仲介・賃貸 マンション等の総合管理等
その他の事業	その他	一般放送 木造建築工事 ソフトウェアの開発、販売 物流等

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

- ① 当社の本社
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
- ② 当社および主要な子会社の事業所

会 社 名	事 業	事 業 所
ナ イ ス 株 式 会 社 本社 (横浜市鶴見区)	建 築 資 材 事 業	(北海道) 札幌 (東 北) 盛岡・宮城・仙台・山形・郡山 (関 東) 茨城・宇都宮・前橋・関東・埼玉・越谷・千葉・木更津 千住・東京・多摩・相模原・横浜 (中 部) 新潟・北陸・長野・松本・沼津・静岡 浜松・岡崎・名古屋・小牧 (近 畿) 三重・滋賀・大阪 (中 国) 岡山・広島 (四 国) 香川 (九 州) 北九州・福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島
	住 宅 事 業	(東 北) 仙台 (関 東) 宇都宮・大崎・大森・蒲田・川崎・武蔵小杉・鶴見 網島・横浜・星川・湘南 (中 部) 新潟・浜松・豊田
株 式 会 社 セ レ ッ ク ス 本社 (名古屋市西区)	建 築 資 材 事 業	(中 部) 名古屋・津島・三河・西三河・西部・豊川・岐阜 岐阜西・浜松 (近 畿) 津・四日市・関西
ナ イ ス コ ミ ュ ニ テ ィ ー 株 式 会 社 本社 (横浜市鶴見区)	住 宅 事 業	(東 北) 東北 (関 東) 北関東・首都圏第二・東京東・東京西・東京南 横浜中央・横浜南・神奈川県央 (中 部) 浜松
Ｙ Ｏ Ｕ テ レ ビ 株 式 会 社 本社 (横浜市鶴見区)	そ の 他 の 事 業	(関 東) 鶴見

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

事業	使用人数	前期末比増減
建築資材事業	1,437名	—
住宅事業	929名	22名増
その他の事業	328名	12名減
全社(共通)	133名	1名増
合計	2,827名	11名増

- (注) 1. 使用人数は、正規従業員以外の常用労働者を含む就業人員数であり、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
 2. 全社(共通)は、総務および財務等の管理部門の使用人であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	12,789
株式会社みずほ銀行	11,127
株式会社りそな銀行	3,978
農林中央金庫	3,260

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 29,069,600株
- (2) 発行済株式の総数 12,242,601株 (自己株式5,038株を除く。)
- (3) 株主数 7,756名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社ヤマダホールディングス	2,100	17.15
技研ホールディングス株式会社	2,040	16.67
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	629	5.14
株式会社横浜銀行	464	3.80
株式会社みずほ銀行	463	3.79
ナイス従業員持株会	342	2.80
株式会社りそな銀行	333	2.73
明治安田生命保険相互会社	321	2.63
吉野石膏株式会社	266	2.17
パナソニックハウジングソリューションズ株式会社	210	1.72

- (注) 1.持株比率は、自己株式5,038株を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
 2.上記の株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、株式給付信託(従業員持株会処分型)を導入したことによるものであります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社の取締役(社外取締役を除く。)に、株価の上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクも含めて株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、当社の取締役(社外取締役を除く。)5名に対して10,200株を付与しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

当社は、2026年2月13日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

2026年2月13日付取締役会決議による自己株式の取得

取得した株式の種類及び数	普通株式 317,500株
取得価額の総額	654,367,500円
取得日	2026年2月16日

② 株式給付信託(従業員持株会処分型)の導入及び自己株式の処分

当社は、2025年11月13日開催の取締役会において、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、株式給付信託(従業員持株会処分型)の導入を決議し、2026年2月13日開催の取締役会においてその詳細を決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、当社が保有する自己株式の一部を、株式会社日本カストディ銀行に設定される信託E口に対し、第三者割当により一括して処分することを同時に決議し、以下のとおり処分しました。

処分した株式の種類及び数	普通株式 629,800株
処分価額の総額	1,270,936,400円
処分日	2026年3月16日
処分先	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
杉田理之	取締役会長	
津戸裕徳	代表取締役社長	
原口洋一	取締役	住宅事業本部長
清水利浩	取締役	建築資材セグメント管掌 兼 マーケティング・渉外統括 テクノワークス株式会社代表取締役社長
田部博	取締役	管理本部長
鈴木信哉	取締役	ノースジャパン素材流通協同組合理事長
小久保崇	取締役	弁護士法人小久保法律事務所代表社員 株式会社アズーム社外取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役 株式会社TalentX社外監査役 株式会社FOLIOホールディングス社外監査役 KANAMEL株式会社社外取締役(監査等委員)
濱田清仁	取締役	よつば総合会計事務所パートナー メディカル・データ・ビジョン株式会社社外監査役
田村潤	取締役	100年プランニング株式会社代表取締役 株式会社大庄社外監査役
笥悦子	取締役	データライブ株式会社顧問 日本電波工業株式会社社外取締役 東京都競馬株式会社社外取締役
森隆士	常勤監査役	
鈴木耕典	常勤監査役	
中川秀宣	監査役	TMI総合法律事務所パートナー 株式会社アイシン補欠監査役
野間幹晴	監査役	一橋大学大学院経営管理研究科教授 日本調剤株式会社社外取締役 株式会社グッドコムアセット社外取締役
柴山珠樹	監査役	AIQ株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役鈴木信哉、小久保崇、濱田清仁、田村潤、笥悦子の各氏は社外取締役であり、監査役鈴木耕典、中川秀宣、野間幹晴、柴山珠樹の各氏は社外監査役であります。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 社外取締役及び社外監査役の各氏が兼職する法人等と当社の間には、特別の関係はありません。
3. 常勤監査役森隆士氏は、当社の財務部門および監査部門を統括した経験を有し、特に財務部門における豊富な知識と経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役鈴木耕典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者がその期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務について行った行為（不作為を含みます。）に起因して、当社、株主、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなった損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」といいます。))を定めており、決定方針は、役員等の指名や報酬に関する決定手続きにおいて、客観性及び透明性を確保し、社外役員の見識を十分に生かすため、取締役会の決議に基づき設置した「指名・報酬委員会」が策定した原案を、取締役会で審議し決議しております。決定方針の内容の概要は以下の通りです。

1. 取締役の報酬については、金銭報酬としての月例の固定報酬及び連結営業利益等の業績評価指標の目標に対する達成度合い等に応じて後払いで支給する年1回の賞与のほか、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬について、2021年6月29日開催の第72回定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対して金銭報酬債権を支給し、その給付と引き換えに当社の普通株式について発行又は処分を行うものとする。

2. 各取締役の個人別の報酬の総額並びに各報酬の額及び構成割合については、会社の業績及び経営戦略等を踏まえ、各取締役の職責及び業績に応じたものにするるとともに、適切なインセンティブの付与がなされるように決定するものとし、かかる観点から、月例の固定報酬については役位に応じた額、賞与については連結営業利益等の業績評価指標の目標に対する達成度合い等に応じた役位別の額の算定方法、譲渡制限付株式報酬については役位に応じたインセンティブとして適切な数を定めるものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容は、役位別の報酬体系によるものとし、役位別の報酬体系及び同報酬体系に則した取締役の個人別の報酬は、「指名・報酬委員会」において原案を策定し、取締役会において、「指名・報酬委員会」が策定した原案を可能な限り尊重して決定するものとする。

取締役会といたしましては、取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の役位別の報酬体系に則して決定されており、決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、監査役会における協議により、決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2022年6月29日開催の第73回定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。同株主総会終了時点の取締役の員数は9名です。また、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬制度による金銭報酬債権及びその給付と引き換えに発行又は処分する当社の普通株式については、2021年6月29日開催の第72回定時株主総会において年額1億円以内かつ年60千株以内で決定することとし

て決議しております。同株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は4名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。同株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、第三者機関による報酬サーベイを参考に、当社と同規模・同業種企業の報酬水準をベンチマークとして役位別の報酬体系を定め、同報酬体系において、業績連動報酬は、金銭報酬の概ね20%を業績評価指標の達成度合いに応じて年1回後払いの賞与として支給することとしております。

業績連動報酬の業績評価指標は、経営戦略等を踏まえた事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、事業の収益力が直接的に反映される連結営業利益を主な業績評価指標とし、役位別に、連結営業利益の期首公表予想に対する達成率のほか、株主還元率等も加味したうえで、決定しております。

なお、当連結会計年度の連結営業利益は53億22百万円であり、期首計画に対する達成度合いは110.9%であります。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	240 (39)	176 (39)	47 (-)	16 (-)	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	54 (39)	54 (39)	- (-)	- (-)	5 (4)

(注) 1. 上記賞与は、当事業年度に費用計上した額になります。

2. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、割当契約により退任までの間の譲渡禁止や一定の場合に当社が無償取得すること等を約したうえで当社普通株式を付与するというものであり、上記の額は、当事業年度に費用計上した額になります。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 状 況		主な活動状況と期待される役割に関して 行った職務の概要
社 外 取 締 役	鈴木 信哉	取締役会 16/16回 (100%)	指名・報酬 委員会 14/14回 (100%)	取締役会において、長年、林業政策に携わった専門的な知識と経験を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員長として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	小久保 崇	取締役会 16/16回 (100%)	指名・報酬 委員会 14/14回 (100%)	取締役会において、企業法務を専門領域とした弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	濱田 清仁	取締役会 16/16回 (100%)	指名・報酬 委員会 14/14回 (100%)	取締役会において、公認会計士および税理士としての職務を通じた豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	田村 潤	取締役会 16/16回 (100%)	指名・報酬 委員会 14/14回 (100%)	取締役会において、民間企業における代表取締役としての豊富な経験と高い見識を生かした発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。
	寛 悦子	取締役会 16/16回 (100%)	指名・報酬 委員会 14/14回 (100%)	取締役会において、IT業界に長年在籍した豊富な経験と幅広い見識を生かし、特にIT・DX、人事労務やダイバーシティに関する発言を行っております。また、指名・報酬委員会委員として役員の指名・報酬等に関する妥当性判断に際し、積極的な意見・提言を行っております。

地 位	氏 名	出 席 状 況		主な活動状況と期待される役割に関して 行った職務の概要
社 外 監 査 役	鈴木 耕 典	取締役会 16/16回 (100%)	監査役会 14/14回 (100%)	取締役会において、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	中 川 秀 宣	取締役会 16/16回 (100%)	監査役会 14/14回 (100%)	取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	野 間 幹 晴	取締役会 16/16回 (100%)	監査役会 14/14回 (100%)	取締役会において、民間企業における社外取締役の経験と経営管理に関する研究を通じた見識を生かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。
	柴 山 珠 樹	取締役会 16/16回 (100%)	監査役会 14/14回 (100%)	取締役会において、金融機関における職務や監査役としての豊富な経験を生かした発言を行っております。また、監査役会においても、意見交換や監査事項の協議等を適宜行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、社外役員全員と締結している責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

社外役員が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対する会社法第423条第1項の責任については、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 UHY東京監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	58
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	72

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当と判断し、これに同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合のほか、監査品質、職務遂行状況など、諸般の事情等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、適当な監査が期待しがたいと認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任するものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は解任した旨および解任の理由につき、解任後最初に招集される株主総会において報告することといたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	106,449	流 動 負 債	76,197
現金及び預金	21,422	支払手形及び買掛金	21,997
受取手形、売掛金及び契約資産	29,589	電子記録債務	19,875
電子記録債権	12,283	短期借入金	22,996
有価証券	2,400	未払法人税等	1,465
商品	7,505	賞与引当金	1,718
販売用不動産	30,802	役員賞与引当金	47
未成工事支出金	325	その他	8,097
その他	2,325	固 定 負 債	32,113
貸倒引当金	△204	長期借入金	20,993
固 定 資 産	67,021	繰延税金負債	2,118
有 形 固 定 資 産	45,868	再評価に係る繰延税金負債	1,887
建物及び構築物	13,208	退職給付に係る負債	1,404
機械装置及び運搬具	2,939	その他	5,709
土地	28,835	負 債 合 計	108,311
その他	886	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	2,410	株 主 資 本	57,760
投 資 其 他 の 資 産	18,742	資本金	24,489
投資有価証券	12,835	資本剰余金	13,416
退職給付に係る資産	2,293	利益剰余金	21,136
繰延税金資産	463	自己株式	△1,281
その他	3,250	その他の包括利益累計額	1,680
貸倒引当金	△100	その他有価証券評価差額金	3,406
資 産 合 計	173,471	繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	△1,546
		為替換算調整勘定	△383
		退職給付に係る調整累計額	203
		非 支 配 株 主 持 分	5,718
		純 資 産 合 計	65,159
		負 債 純 資 産 合 計	173,471

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	259,154
売上原価	222,932
売上総利益	36,222
販売費及び一般管理費	30,899
営業利益	5,322
営業外収益	
受取利息	42
受取配当金	223
持分法による投資利益	191
保険配当金	107
その他	374
営業外費用	
支払利息	862
融資関連費用	146
その他	90
特別利益	5,162
固定資産売却益	10
投資有価証券売却益	153
関係会社株式売却益	39
補助金収入	157
特別損失	
固定資産除売却損失	65
減損損失	594
投資有価証券売却損失	1
投資有価証券評価損失	343
税金等調整前当期純利益	4,519
法人税、住民税及び事業税	1,865
法人税等調整額	△135
当期純利益	2,789
非支配株主に帰属する当期純利益	202
親会社株主に帰属する当期純利益	2,586

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産		84,081	流動負債		70,606
現金及び預金		8,125	支払手形		257
取り手形		919	電子記録債権		15,517
電子記録債権		12,251	買掛金		17,117
売掛金及び契約資産		21,959	短期借入金		22,664
有価証券		2,400	未払金		502
商用品		5,493	未払費用		1,136
販売用不動産		27,369	未払法人税等		750
前工事支出金		45	前受り金		1,121
前渡金		1,155	賞与引当金		10,274
前払費用		122	役員賞与引当金		938
その他の金		5,322	その他の		47
貸倒引当金		△1,083	固定負債		277
固定資産		64,675	長期借入金		28,444
有形固定資産		34,501	繰延税金負債		19,205
建物		7,628	再評価に係る繰延税金負債		1,506
構築物		648	退職給付引当金		1,887
機械及び装置		1,306	その他の		739
車両運搬具		11	負債合計		5,105
什器備品		291			99,051
立木造林		152	(純資産の部)		
土地		24,297	株主資本		48,203
リース資産		10	資本金		24,489
建設仮勘定		155	資本剰余金		12,954
無形固定資産		234	資本準備金		8,016
ソフトウェア		139	その他の資本剰余金		4,937
ソフトウェア仮勘定		94	利益剰余金		12,040
商標権		0	その他利益剰余金		12,040
投資その他の資産		29,939	土地圧縮積立金		194
投資有価証券		8,348	償却資産圧縮積立金		377
関係会社株式		18,025	繰越利益剰余金		11,468
長期前払費用		232	自己株式		△1,281
前払年金費用		2,159	評価・換算差額等		1,502
その他の金		1,179	その他有価証券評価差額金		3,097
貸倒引当金		△5	繰延ヘッジ損益		0
資産合計		148,756	土地再評価差額金		△1,595
			純資産合計		49,705
			負債純資産合計		148,756

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	192,146
売上原価	168,815
売上総利益	23,330
販売費及び一般管理費	20,399
営業利益	2,930
営業外収益	
受取利息	83
受取配当金	1,759
その他の	213
営業外費用	
支払利息	864
貸倒引当金繰入額	62
融資関連費用	146
その他の	23
経常利益	3,890
特別利益	
固定資産売却益	9
投資有価証券売却益	152
関係会社株式売却益	39
抱合せ株式消滅差益	235
補助金収入	53
特別損失	
固定資産除売却損失	55
減損損失	594
投資有価証券売却損	1
投資有価証券評価損	343
税引前当期純利益	3,386
法人税、住民税及び事業税	676
法人税等調整額	△68
当期純利益	2,778

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

ナイス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原	伸之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上	彦一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナイス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

ナイス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	原	伸之
指定社員 業務執行社員	公認会計士	井上	彦一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナイス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 当監査役会は、当社グループが社会的信用を確立するとともに、健全かつ持続的な成長を遂げることに資する監査役監査の実施を基本方針とし、2025年6月27日に開催した監査役会において、監査の方針、重点監査項目、各監査役の職務の分担、実施計画、監査要項等を定めた2025年度（第77期事業年度）監査役監査計画を決議いたしました。当事業年度は、監査役監査基準に定める決議・協議、常勤監査役が報告等を行う監査役会のほか、取締役会の審議事項等や、取締役の職務の執行等について、より一層、踏み込んで検討し、意見交換することを目的とした監査役連絡会を新たに設置し、監査役監査に必要な情報等の質的かつ量的な充実を図ることで、監査役会における協議・検討内容等の深化を推進いたしました。また、監査役全員による往査を通じて事業等の取り組み状況、設備投資等の実施の状況、中期経営計画「Road to 2030」に掲げる重要施策や成長けん引策の推進状況等を確認いたしました。当社および関係会社の取締役や使用人等とは、コミュニケーションと連携等の強化を図り、常勤監査役が60拠点以上の往査と、関係会社を含む代表取締役および取締役、使用人等との個別面談を延べ170回以上実施し、経営課題等の把握に努め、各監査役に共有するとともに、監査役会として求めるべき対応等を協議し、必要に応じて取締役会および取締役の職務の執行に関する意見書等を提出いたしました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準等に準拠して監査を実施し、監査役会のほか、代表取締役との定期的な会合、往査等を通じて意見交換を行うとともに、取締役および使用人等との意思疎通を図りました。また、社外取締役との定期的な会合、個別面談等を通じて情報提供や意見交換等を行い、連携の強化を図りました。さらに、適正な監査視点の形成と監査の環境の整備に向けて、三様監査の連携を推進するとともに、内部監査室、会計監査人との合同による往査等を実施いたしました。具体的には、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会のほか、指名・報酬委員会、サステナビリティ委員会、労務委員会、その他重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類、契約書等を閲覧し、本社および主要な事業所に関しては、内部監査室とも連携を図り、内部監査報告等に基づいて業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ②関係会社につきましては、各社の代表取締役、取締役および監査役、使用人等との面談等を通じて意思疎通を図ったほか、内部監査室、会計監査人とも連携し、事業の概況および経営管理の状況等を調査いたしました。また、重要な子会社は常勤監査役が監査役を兼務し、各社の取締役会や重要な会議に出席したほか、関係会社の代表取締役による会合やグループ会社監査役連絡会等を通じて、当社グループ全般のガバナンスの現況等を確認し、経営課題等の把握に努めるとともに、それらの改善に資する意見申述等を行いました。
 - ③事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその関係会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましては、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づいて監査を実施するとともに、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制につきましては、内部監査室の監査結果を踏まえ、会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受けました。

- ④事業報告の一部として当社ウェブサイトに記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取り組みにつきましては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ⑤会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等にしたがって整備している旨の通知を受けるとともに、監査計画、重点監査項目、監査の内容および方法について説明を受け、協議いたしました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、毎月会合等を行い、主要な事業所および関係会社の往査に立ち会い、期中レビュー結果および期末監査結果の報告を受けるなどの方法により、その職務の執行状況を確認し、意見交換等を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について監査するとともに、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討し、かつ、会計監査人の監査の方法および結果の相当性を検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款にしたがい、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

ナイス株式会社	監査役	会
常勤監査役	森 隆	士 ㊟
常勤社外監査役	鈴木 耕	典 ㊟
社外監査役	中川 秀	宣 ㊟
社外監査役	野間 幹	晴 ㊟
社外監査役	柴山 珠	樹 ㊟

以上